

軽自動車税・水道料金

コンビニ納付で より便利に

市は19年度から、軽自動車税と水道料金のコンビニエンスストアでの収納を開始します。

これにより、24時間いつでも支払いが可能になるなど、従来までの方法よりもさらに、皆さんのライフスタイルに合わせた選択・納付が可能になります。納付が可能なコンビニエンスストアは左のとおりです。

軽自動車税の納付について

本年度から市税のうち、コンビニエンスストア収納を開始するのは、軽自動車税のみです。本年度当初課税分に限り納付できます。

これまでは、市役所税務課や農協、銀行などが納付窓口でしたが、5月第2週をめどに発送

する納税通知書で、バーコードが印字されているものは、納付期限内（5月末日）に限り、全国のコンビニエンスストアで納付することができまので、ぜひご利用ください。なお納付手数料は、納税者には掛かりません。

他の税目も順次実施

本年度は軽自動車税についてのみの実施ですが、その結果（利用状況や収納率など）により、他の税目（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税など）についても平成20年度から実施する方向で引き続き検討を行ってまいります。

■問い合わせ 本庁収納課（内線216、217）

水道料金は6月から納付

水道料金（水道料金、簡易水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料、汚水処理施設使用料）につ

いては、6月から発行される納入通知書より『コンビニ収納』が可能になります。

このため納入通知書の様式を変更し、バーコードを印字しますが、新しい納入通知書でも従来どおり金融機関や水道部（各水道事業所）窓口でお支払いが可能です。ただし、軽自動車税と同様、納付期限が過ぎた納入通知書はコンビニエンスストアで取り扱いができませんので、金融機関または水道部（各水道事業所）窓口でお支払い下さい。

また、納入通知書にバーコード印字の無いものや金額が30万円を超えるもの、小切手を使用する場合などはコンビニエンスストアでのお支払いはできませんので、これまでどおり金融機関などをご利用下さい。

忙しい人には、安心して便利な口座振替をお勧めしています。金融機関に口座振替に使用する通帳と通帳印鑑をお持ちの上、手続きをお願いします。

■問い合わせ 各水道事業所

●取り扱いのできるコンビニエンスストア

- 市内＝サンクス、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ローソン（全36店舗）
- 市外（全国）＝サンクス、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ローソン、エーエム・ピーエム、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、スリーエイト、生活探家、セーブオン、セブンイレブン、HOT SPAR CSV、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー（約4万店舗）

↓これらのマークのお店が目印です

